

横浜文化体育館
指定管理者選定評価委員会

選定結果報告書

平成 27 年 6 月

1 経緯

横浜文化体育館の第3期指定管理者の選定にあたり、横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員 (50 音順)

委員長	間野 義之	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
委員	岡田 奉代	日本水泳連盟委員（大会企画委員会・競技運営委員会）
	齊藤 隆志	日本女子体育大学教授 （スポーツマネジメント学・担当「スポーツ施設管理論」）
	佐々木 豊子	税理士（東京地方税理士会横浜中央支部所属）
	柴田 武志	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会顧問

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者0名） 1 選定スケジュールについて 2 公募書類の決定	平成27年1月16日（金）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成27年2月2日（月） ～3月27日（金）
現地見学会兼公募説明会（参加必須） ※申込は、平成27年2月10日（火）16時まで （申込13団体、39名）	平成27年2月13日（金）
公募に関する質問受付（4団体、63問）	平成27年2月13日（金） ～2月20日（金）
公募に関する質問回答	平成27年3月4日（水）
完成図書の閲覧（1団体）	平成27年3月11日（水） ・12日（木）
応募書類の提出（2団体）	平成27年3月27日（金） ・30日（月）
◆第2回選定委員会（傍聴者0名） 第1次審査	平成27年5月15日（金）
第1次審査結果の通知	平成27年5月26日（火）
◆第3回選定委員会 1 公開プレゼンテーション（傍聴者0名） 2 第2次審査	平成27年6月22日（月）

◆は選定委員会

4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜文化体育館 第3期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「審査・選定の手続きについて」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、第1次審査として応募書類の内容審査を、第2次審査として公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点で採点した上で、平均点を取って委員会としての点数としました。

（1）安定的な経営姿勢・運営実施体制について 15点

ア 本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示してください。

イ 基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策を示してください。

ウ 天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績について示してください。

（2）施設の平等・公平な利用の確保について 5点

誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、また、障害児者や高齢者などへの配慮について示してください。

（3）コンプライアンスについて 5点

指定管理者として要求される個人情報保護、情報公開、行政手続等の法令の遵守体制について示してください。

（4）施設の効用の最大限発揮について 30点

ア 利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示してください。

イ 実現可能な広報・利用促進策について示してください。

ウ 大規模スポーツ大会・イベント、興行、コンサートの誘致計画について示してください。

エ 利用団体や利用者に対しての支援策について示してください。

オ 利用者数及び施設稼働の拡大に対する計画について示してください。

カ 安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示してください。

（5）管理運営経費について 15点

ア コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について示してください。

イ 事業収支計画の根拠資料等を詳細に示してください。

ウ 業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示してください。

（6）施設管理について 10点

ア 施設点検・修繕計画及びその予算について示してください。

イ 清掃、外構植栽の管理計画や地球温暖化対策等について示してください。

（7）安全管理について 10点

ア 安全・安心に利用できるような体制について示してください。

イ 事業体全体の危機管理組織体制、また、補償体制について示してください。

(8) 地域との協力について 5点

地域におけるスポーツ振興事業の取組、地域と連携した取組、地域貢献に対する取組について示してください。

(9) モニタリングについて 5点

事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について示してください。

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【公募要項 19 ページ 9 (5) 応募条件等について】

ア 応募者の資格

法人その他の団体または複数の法人等が共同する共同事業体（以下団体という）。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないもの
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式3）」により、市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- (ウ) 現地見学会及び応募説明会へ参加していない場合

6 応募団体

2団体から応募がありました。

7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者として決定しました。なお、1団体が平成27年6月4日に辞退しました。

順位	団体名 共同事業体の場合は、構成団体名
指定候補者	横浜市体育協会・ミズノ共同事業体 公益財団法人横浜市体育協会 美津濃株式会社

8 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者
(1)	安定的な経営姿勢・運営実施体制について	15点	12.4
(2)	施設の平等・公平な利用の確保について	5点	4.2
(3)	コンプライアンスについて	5点	4.2
(4)	施設の効用の最大限発揮について	30点	24.2
(5)	管理運営経費について	15点	11.2
(6)	施設管理について	10点	8.2
(7)	安全管理について	10点	7.8
(8)	地域との協力について	5点	4.4
(9)	モニタリングについて	5点	4.2
合計		100点	80.8

9 審査講評

現指定管理者が事業体に入っているため、本市の行政課題や当施設の特性や設置目的を踏まえた、細かなところに目の届いた提案が行えていました。

1964年の東京オリンピックではバレーボール会場となった伝統ある体育館であり、指定管理最終年度となる2020年のオリンピックについても、各事業体が持つネットワークを活かして、事前キャンプなどの誘致活動やパラリンピック関連競技に関する新規事業の実施など、主体的な取組みが行われることを期待しています。